

1 健康づくり習慣の普及	R7.2 地域保健課
--------------	---------------

めざす姿	自分の健康状態を把握して健康の維持、増進に努め、希望を持って暮らしている。
------	---------------------------------------

	推移 (R6は見込)						目標	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
特定健康診査受診率(%) (法定報告値)	40.1	41.2	46.6	43.8	46.4	42.5	50.0	52.0
活動量計購入者数(延べ人数)	1,652	1,770	1,870	2,019	2,180	2,250	2,350	2,400

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

【予算額 一般会計49,820千円+国保特会37,963千円】

- 健康診査事業(生活習慣病予防健診とがん検診)

各種健診(検診)対象者

健診名		対象年齢	内容
生活習慣病 予防健診	特定健診	駒ヶ根市国保加入者で、40～74歳	身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・ 問診・診察
	若年者健診	21～39歳	
	後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	
がん 検診	胃がん(内視鏡)	51～79歳の奇数年齢	内視鏡検査
	胃がん(X線)	51歳以上の奇数年齢 (内視鏡検査希望者を除く)	バリウムによるX線撮影
	大腸がん	41歳以上	2日間の便を採取し、潜血反応をみる検査
	肺がん(らせんCT)	41～74歳(3年に1回)	肺をらせん状に撮影し、断面をみる検査
	肺がん(胸部X線)	41～80歳	胸部のレントゲン検査
	子宮頸がん	21歳以上の女性(2年に1回)	子宮頸部の細胞診及び内診
	乳がん(マンモ)	41歳以上の女性(2年に1回)	乳房専用のX線撮影機で2方向を撮影する 検査
	乳がん(超音波)	36・38・40歳の女性	乳房の超音波検査
その他の 健診	肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に検査を受けたことのない方	HBs抗原・HCV抗体検査(血液検査)
	★ 歯科健診	20・30・40・50・60・70歳	問診・口腔内診査、歯科保健指導

★ 歯科健診 拡充

国の対象年齢の拡大により40・50・60・70歳の対象者に加えて、20・30歳が追加になる。

受診状況(がん検診等)

検査項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6見込み	R7見込み
生活習慣病 予防健診	若年者健診	218	189	182	180	210
	後期高齢者健診(ドック補助含む)	692	845	910	1,080	1,150
がん 検診	胃がん(内視鏡)	-	278	258	360	280
	胃がん(X線)	647	147	164	190	170
	大腸がん	1,712	1,881	1,884	2,100	2,050
	肺がん(らせんCT)	276	308	273	277	295
	肺がん(胸部X線)	1,087	1,190	1,256	1,000	1,250
	子宮頸がん	821	816	897	850	910
	乳がん(マンモ)	832	812	875	880	900
その他の 健診	乳がん(エコー)	248	205	207	110	110
	肝炎ウイルス検査	186	228	249	280	260
	歯科健診	125	109	103	100	205

※無料クーポン: 子宮頸がん(21歳)と乳がんマンモ(41歳)を含む。

- 各種健(検)診の受診勧奨の実施(はがき・電話)
- がん検診精密検査未受診者への受診勧奨の実施(はがき・電話)

受診状況(国保特定健診)

特定健診	R3年度	R4年度	R5年度	R6見込み	R7見込み
対象者(人)	4,466	4,244	3,967	3,995	3,910
受診者(人)	2,081	1,858	1,842	1,697	1,860
受診率(%)	46.6	43.8	46.4	42.5	47.6

特定保健指導	R3年度	R4年度	R5年度	R6見込み	R7見込み
対象者(人)	209	155	164	-	-
指導者(人)	119	87	98	-	-
実施率(%)	56.9	56.1	59.8	60.0	63.0

- ・特定健診未受診者対策；未申込者や未受診者への勧奨の実施（はがき・電話）
- ・ハイリスク者支援；健診結果に基づく生活習慣の改善等の保健指導を行い、重症化予防を図る。
生活習慣病重症化予防対象者、Ⅱ度以上高血圧（160mmHg以上/100mmHg以上）者等

② 健康増進事業

健康増進と生活習慣改善を図るための環境整備、健康教育や健康相談を行います。

●活動量計を使った健康づくり事業 【予算額 一般会計273千円、介護特会10,593千円】

- ・活動量計による「歩く」ことへの関心度アップ、運動習慣の定着化
- ・スタンプカードによる「えがおポイント」の付与（40歳以上の方）
- ・協会けんぽと連携した市内事業所の健康経営支援（for Business）
- ・民間事業者による健康ステーション事務局の運営とサービス拡充（土日の運営、運動施設の利用等）



無線通信機能付き活動量計

登録継続市民 1,273人
（令和6年12月末現在）

市内の健康ステーションまたはアプリ
を使ってデータを送信
こまがね健康ステーション統計情報の
ホームページで年代別平均歩数を公開



健康ステーション事務局 利用時間
（ゴツチャ！ウェルネス駒ヶ根内）
平日 午前10時～午後9時（第2・第4木曜日休み）
土日・祝日 午前10時～午後7時

●市全体の健康を推進する環境づくり 【予算額 580千円】

第7次総合保健計画に基づき、重点課題；循環器病(脳血管疾患、心疾患)の予防を推進します。

・各区健康講座の開催支援と実施

区や分館が開催する健康づくり講座において、保健師・管理栄養士が市の健康課題に沿った健康教育を行い、地域の健康意識を高め、健康寿命の延伸を目指します。また、区が講座を開催しやすい環境づくりを行います。

・地域全体の健康意識の向上

外食や中食を担う商店や企業の協力を得て、健康に配慮した商品やメニュー、総菜など選択できる環境を整備するとともに、健康情報を発信します。

食生活改善推進協議会や健康づくり協力店と協働し実施します。

● **精神保健事業・自殺対策事業**

【予算額 1,419千円】

「誰も自殺に追い込まれることのない駒ヶ根市」を実現するため、自殺対策行動計画に基づき総合的に自殺対策を推進します。

- ・心理士による相談日 月4日
- ・精神科医によるこころの健康相談日 年6回
- ・ゲートキーパー養成講座等の開催 随時

● **新型インフルエンザ等対策行動計画策定**

新規

【予算額 26千円】

行動計画の改定は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、迅速に対応できるよう平時から対応策を整理し、備えの充実を図るものとして策定します。

● **各種助成事業**

- ・ 骨髄バンクドナー助成事業 【予算額 300千円】

骨髄等提供に係るドナー及びドナーが勤務する事業所の負担軽減と、骨髄移植の推進とドナー登録者の拡大を図るため、提供者と提供者が勤務する事業所に対して、補助を行います。

- ・ アピアランスケア助成事業 【予算額 200千円】

がん患者で治療やその副作用により外見の変容が生じた方に対し、外見の変化に起因する苦痛を軽減するケアとして、頭髪補正具(ウイッグ等)や乳房補正具(補正パッド等)の購入費用の補助を行います。

③ **感染症対策事業**

【予算額 71,575千円】

○ **高齢者インフルエンザ予防接種**

	R3年度	R4年度	R5年度	R6見込み	R7見込み
対象者数(人)	10,259	10,242	10,209	10,190	10,310
接種者数(人)	6,980	6,792	6,592	6,990	6,850
接種率(%)	68.0	66.3	64.6	68.6	66.4

○ **新型コロナワクチン予防接種**

	R6見込み	R7見込み
対象者数(人)	10,190	10,310
接種者数(人)	5,700	3,500
接種率(%)	55.9	33.9

○ **肺炎球菌ワクチン予防接種**

R5年度末で経過措置終了。現在は65歳のみ対象。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6見込み	R7見込み
対象者数(人)	1,270	1,438	1,332	445	405
接種者数(人)	369	317	367	185	160
接種率(%)	29.1	22.0	27.6	41.6	39.5

○ **高齢者結核予防事業**

	R3年度	R4年度	R5年度	R6見込み	R7見込み
対象者数(人)	4,374	4,373	4,662	5,300	4,500
受診者数(人)	1,687	1,518	1,549	1,650	1,450
受診率(%)	38.6	34.7	33.2	31.1	32.2

○ **帯状疱疹ワクチン予防接種の定期接種化へ**

新規

【予算:補正予定】

予防接種法のB類疾病に位置付け。

対象者は65歳の者、60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者。

また、100歳までの5歳刻みの節目年齢にある者に5年間の経過措置を設ける。

2 高齢者の保健・福祉・介護の体制整備R7.2 地域保健課
福祉課**めざす姿** 高齢者の社会参加を通じた自助・互助により、可能な限り住み慣れた地域で、希望をもち安心して暮らし続けることができていく(地域包括ケアシステムの深化・推進)

	推移 (R6は見込)						目標	
	R01	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
チームオレンジの構築	1	2	5	8	8	8	9	増加
通いの場の参加者数	1,863	1,507	1,304	1,400	1,488	1,610	1,850	2,100

(1) 高齢者の健康づくり・生きがいづくり**①健康維持への取組**

・後期高齢者健診、人間ドック補助 【予算額 一般会計13,646千円】(再掲)

生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐことや、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)をチェックし、医療や介護予防につなげることを目的に実施します。

また、健診結果からハイリスク者への個別支援と、一人ひとりが主体的にフレイルの予防に取り組むために、通いの場等において介護予防に関する普及啓発活動を実施します。

②生涯学習活動を推進し、雇用機会の拡充

高齢者自身が地域で行う社会参加や生きがいづくり、世代間交流、就業に対して支援

- ・高齢者クラブ補助 【予算額 2,511千円】
高齢者クラブ連合会、単位クラブ(16クラブ)への補助
- ・敬老会補助 (市内16地区) 【予算額 3,480千円】
- ・シルバー人材センター運営補助 【予算額 7,535千円】

(2) 介護保険制度の充実 【介護保険特別会計予算額 総事業費 3,508,893千円】**①第9期介護保険事業計画(R6~R8)に沿って運営**

保険給付に必要な介護人材の確保を図る。

- ・介護資格取得・就労支援事業 【予算額 1,859千円】
「介護等の職場体験」、「介護資格取得」、「職業紹介」を組み合わせ、入職までの一体的支援体制を構築
- ・介護人材確保・育成支援事業 【予算額 1,920千円】
居宅介護支援専門員(ケアマネ)の人材確保・育成を図るため、居宅介護支援専門員(ケアマネ)を新たに雇用した事業所に対して、雇用が継続できる支援

駒ヶ根市の状況

(年度末)

	R4	R5	R6(見込)	R7(見込)
老年人口(65歳以上:1号保険者数)	10,131人	10,110人	10,113人	10,012人
高齢化率	31.9%	32.1%	32.2%	32.2%
要介護(支援)認定者数<2号含む>	1,593人	1,583人	1,552人	1,544人
認定者出現率(含む総合事業対象者)	15.4%	15.6%	15.4%	15.4%

介護保険給付費

(千円)

	R4	R5	R6(見込)	R7(見込)
介護給付費	2,780,877	2,847,070	3,009,630	3,121,450
予防給付費	41,564	44,051	43,597	47,430
支払審査手数料	2,597	2,659	2,700	2,700
高額介護サービス費	40,802	73,020	60,875	61,000
特定入所者介護サービス費	70,076	71,936	72,050	80,000
高額医療合算介護サービス費	9,111	10,703	10,907	10,000
計	2,945,027	3,049,439	3,199,759	3,322,580
前年度比	97.0%	103.5%	104.9%	103.8%

負担割合:国25%、県12.5%、市12.5%、2号保険料27%、1号保険料23%

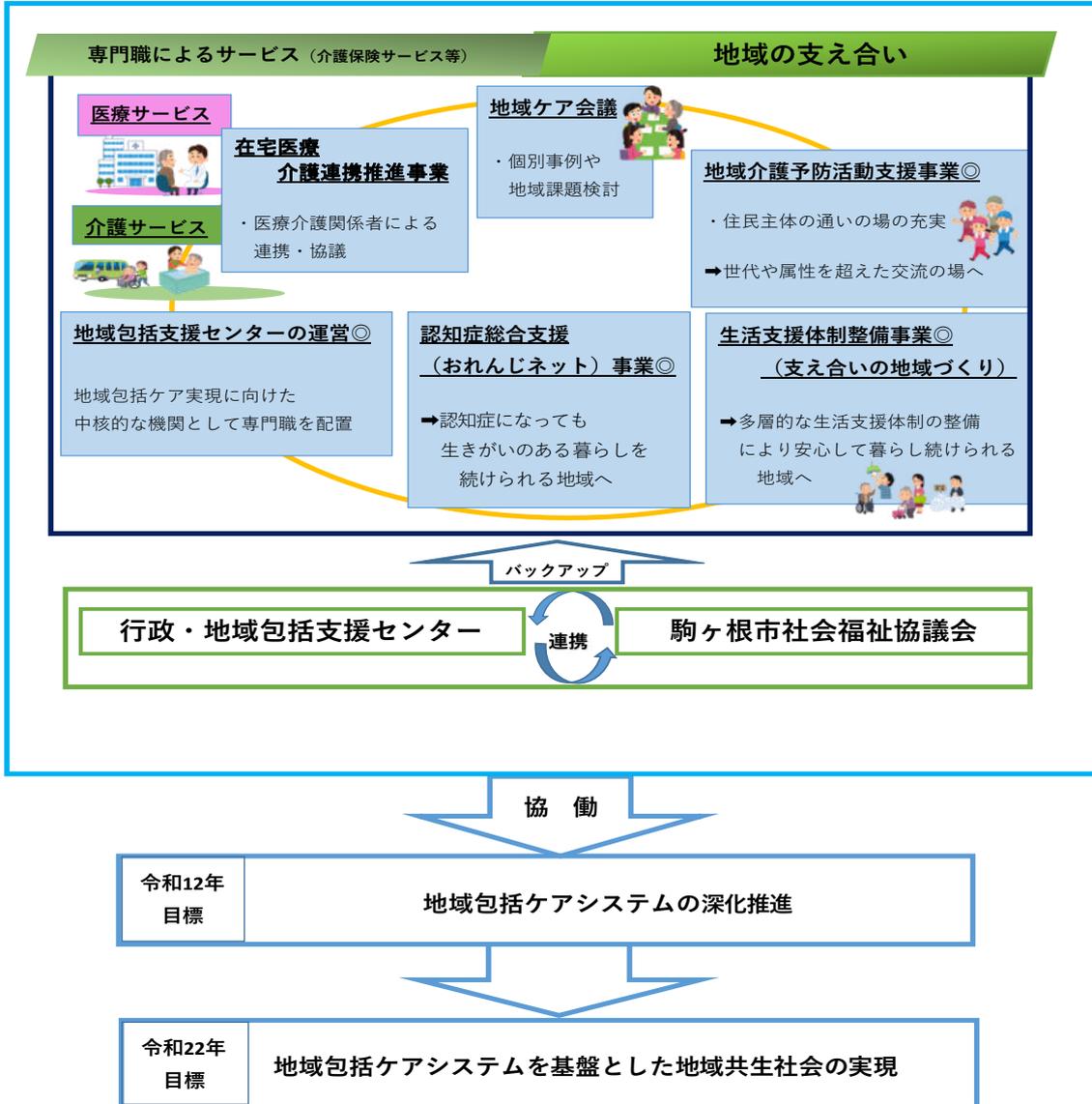
【介護保険特別会計予算額 総事業費 84,395千円】

【一般会計（重層）総事業費 95,948千円】

地域支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

◎：重層的支援体制整備事業対象事業にて実施



①介護予防・日常生活支援総合事業

【介護保険特別会計予算額 61,289千円】

【一般会計予算額（重層） 3,825千円】

要介護状態になることの予防又は自立支援を促進。多様なサービスを充実させ効果的かつ効率的な支援と、地域の支え合い体制づくりを推進する事業。

1)介護予防・生活支援サービス事業(要支援1～2、事業対象者)

- ・訪問型・通所型サービス：介護事業所や住民主体などによる多様なサービスの充実
- ・介護予防ケアマネジメントによる自立支援・重症化予防、サービス調整等

2)一般介護予防事業(高齢者等)

- ・活動量計を使った健康づくり
- ・昭和伊南総合病院等と連携した脳卒中再発予防事業（退院後1年以内の面談指導）
- ・リハビリ専門職（理学療法士）による地域活動支援

◎地域介護予防活動支援事業：通いの場の充実、運営費・開設経費補助、普及啓発



フレイル予防



多世代交流



傾聴・相談



介護予防サポーター

「保健あすなる会」による健康講話

通いの場は、「つどい・生きがい・介護予防・見守り・相談・ケア」の多機能を持つ『地域の支え合いの拠点』としての機能に加え、世代や属性を超えた交流の場にもなり始めている。

②包括的支援事業

【介護保険特別会計予算額 4,536千円】

【一般会計予算額（重層） 67,373千円】

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業。

◎1)地域包括支援センターの運営

【一般会計予算額（重層） 36,395千円】（再掲）

- ・介護予防ケアマネジメント業務 → ケアプランの作成やサービス調整（ケアプランナーの配置）
- ・総合相談支援業務 → 総合相談業務、制度横断的支援
- ・権利擁護業務 → 成年後見利用促進事業、高齢者虐待
- ・継続的・包括的ケアマネジメント支援業務 → ケアマネ支援
- ・地域ケア会議の充実 → 地域資源・困難事例検討、自立支援型会議の開催

2)在宅医療・介護連携推進事業

【介護保険特別会計予算額 4,536千円】（再掲）

- ・在宅医療・介護連携支援に関する相談窓口の設置、協議の場の開催
- ・昭和伊南総合病院内「医療介護連携室」の運営
- ・ICTを活用した情報共有システムの管理・運営
- ・医療・介護関係者等による研修会の開催支援
- ・在宅医療と人生会議に関する教材、急変時や看取りに関する教材の改訂
- ・心肺蘇生を望まない傷病者等に対する救急隊とかかりつけ医の連携事業

◎3) 認知症総合支援推進事業

【一般会計予算額（重層） 7,301千円】（再掲）

※令和7年度より社協委託

- ・普及啓発・本人発信支援 → 講師養成、啓発イベント、本人ミーティング ※
- ・予防「認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする」 → 通いの場の拡充、健康講話、予防個別相談
- ・医療・介護サービス・介護者支援 → カフェ・つどいの充実、介護者支援 ※
初期支援、個別相談、損害賠償保険加入
- ・認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加 → チームレジリエンス構築、講師活動支援、企業への啓発 ※
地域見守りネットワーク



学校・地域・企業等での啓発



当事者交流会



パートナーによる訪問

◎4) 生活支援体制整備事業

【一般会計予算額（重層） 23,677千円】（再掲）

- ・生活支援コーディネーターの配置 (SC) → 第1層SC・エリアコーディネーターの配置※ **拡充**
エリアコーディネーター：2層SC等との連携による地域づくりの推進
第2層SCの配置・活動支援
- ・支え合い推進会議の強化 → 第1層：全市的な地域課題の明確化、発信、資源開発
第2層：地区単位での生活支援の仕組みづくりの推進
- ・多様な主体との連携推進 → 多層的な生活支援の仕組み構築
保険料補助 **新規**



支え合い人材募集啓発



第2層支え合い推進会議（地区単位）



地区の相談会で困りごとの把握



支え合いの地域づくり勉強会



第1層支え合い推進会議（全市単位）

◎任意事業（介護保険特別会計分）

【予算額 18,570千円】（再掲）

高齢者の在宅生活を支えていくため、介護保険の各種サービスの提供を行います。

1) 家族介護を支える事業

- ・おむつ券、介護用品券の交付
- ・要介護認定者緊急宿泊支援事業
- ・介護者のつどい、家族介護者の会
- ・生活指導短期宿泊事業（介護保険対象外の虚弱な高齢者の短期入所）
- ・介護教室事業

2) 介護給付費適正化

- 介護給付費適正化事業の推進
- 介護給付費通知の実施
- 介護給付費適正化総合支援システムによる適正化

(3) 高齢者福祉及び介護保険関連(一般会計分)

高齢者の生活を支えていくため、介護保険以外の各種サービスの提供を行います。

① 老人福祉対策事業

【予算額 29,013千円】

1) 在宅生活を支える事業

家庭生活援助員の派遣	生活援助、生活支援 (掃除、ごみ出しなど家事援助等)
各種福祉サービス券の交付	訪問理美容券、マッサージ券、福祉タクシー券、特殊寝台タクシー券、割引タクシー券
日常生活用具貸与	ベッド貸与
住宅整備補助 (住宅改修)	

2) 一人暮らしを支える事業

- ・緊急通報装置の貸与
- ・救急医療情報キットの無料配布
- ・民生委員による一人暮らし高齢者訪問
- ・配食サービス (栄養管理、安否確認)

③ 家庭介護者慰労事業

【予算額 9,600千円】 (再掲)

③ 老人福祉施設運営負担事業

【予算額 9,716千円】

特養建設負担金等

④ 介護保険関連事業

社会福祉法人利用者軽減事業、低所得利用者支援事業、緊急宿泊支援事業、窓口等軟骨伝導イヤホン導入事業

【予算額 1,200千円】

政策 2-2 **安心の地域医療を確保します**

1 健康保険、福祉医療制度の運営 R7.2 市民課

めざす姿 必要なときに適切な医療、健康づくりのためのサービスを受けることができる。

7年度のポイント ①国民健康保険・後期高齢者医療制度の改正を踏まえた健全な運営
②子どもなど福祉医療制度の充実と安定した運営

① 国民健康保険事業 【予算額 2,673,902千円】

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っている。今後も県と共に国民皆保険制度の堅持と制度の安定化を目指す。

(単位: 人、千円)

年度		R2	R3	R4	R5	R6見込み	R7予算
被保険者数		6,162	6,112	5,931	5,638	5,447	5,319
単年度 収支	歳入	2,837,710	2,832,525	2,774,466	2,779,142	2,661,662	2,673,902
	歳出	2,764,885	2,751,855	2,751,215	2,759,280	2,656,037	2,673,902
	差引	72,825	80,670	23,251	19,862	5,625	0
基金残高		362,723	362,968	404,029	404,108	404,190	380,443
一人当たり医療費		361	365	376	401	415	429

●国民健康保険制度の改正(令和7年度分)

ア. 高額療養費制度の自己負担限度額の改正

前回見直した平成27年度より、月収が10%程度増加したことを踏まえ、平均所得層の自己負担限度額が令和7年8月から10%引き上げられます。年金受給者の方が多い非課税層の引き上げ率は令和6年度の年金改定率と同じ2.7%とし、実質的に負担増とならないように配慮されています。

①70歳以上75歳未満

▶平成30年8月から令和7年7月まで

所得区分	要件	外来(個人ごとの自己負担限度額)	外来+入院(世帯ごとの自己負担限度額)
現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費の総額—842,000円)×1% 【140,100円】	290,400円+(医療費の総額—968,000円)×1% 【161,100円】
現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円+(医療費の総額—558,000円)×1% 【93,000円】	188,400円+(医療費の総額—628,000円)×1% 【104,700円】
現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円+(医療費の総額—267,000円)×1% 【44,400円】	88,200円+(医療費の総額—294,000円)×1% 【48,900円】
一般	住民税課税世帯 課税所得145万円未満	18,000円 ※(年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯 (一定所得以上)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯 (一定所得以下)	8,000円	15,000円

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用
※【 】内は多数回該当の限度額

▶令和7年8月以降

所得区分	要件	外来(個人ごとの自己負担限度額)	外来+入院(世帯ごとの自己負担限度額)
現役並み所得者Ⅲ	年収約1,160万円以上 (月収: 83万円以上)	252,600円+(医療費の総額—842,000円)×1% 【140,100円】	290,400円+(医療費の総額—968,000円)×1% 【161,100円】
現役並み所得者Ⅱ	年収約770万~約1,160万円 (月収: 53万~79万円)	167,400円+(医療費の総額—558,000円)×1% 【93,000円】	188,400円+(医療費の総額—628,000円)×1% 【104,700円】
現役並み所得者Ⅰ	年収約370万~約770万円 (月収: 28万~50万円)	80,100円+(医療費の総額—267,000円)×1% 【44,400円】	88,200円+(医療費の総額—294,000円)×1% 【48,900円】
一般	住民税課税 年収: ~489万円 (月収: ~26万円)	18,000円 ※(年間上限144,000円)	60,600円 【46,500円】
低所得者Ⅱ	住民税非課税 (一定所得以上)	8,000円	25,300円
低所得者Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	8,000円	15,400円

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用
※【 】内は多数回該当の限度額

②70歳未満

▶平成30年8月から令和7年7月まで

所得区分	所得区分	外来(個人ごとの自己負担限度額)	外来+入院(世帯ごとの自己負担限度額)
ア	所得901万円超	252,600円+(医療費の総額—842,000円)×1% 【140,100円】	290,400円+(医療費の総額—968,000円)×1% 【161,100円】
イ	所得600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費の総額—558,000円)×1% 【93,000円】	188,400円+(医療費の総額—628,000円)×1% 【104,700円】
ウ	所得210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費の総額—267,000円)×1% 【44,400円】	88,200円+(医療費の総額—294,000円)×1% 【48,900円】
エ	住民税課税世帯 所得210万円以下	57,600円 【44,400円】	60,600円 【46,500円】
オ	住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】	36,300円 【25,200円】

※【 】内は多数回該当の限度額

▶令和7年8月以降

所得区分	所得区分	外来(個人ごとの自己負担限度額)	外来+入院(世帯ごとの自己負担限度額)
ア	年収約1,160万円以上 (月収: 83万円以上)	252,600円+(医療費の総額—842,000円)×1% 【140,100円】	290,400円+(医療費の総額—968,000円)×1% 【161,100円】
イ	年収約770万~約1,160万円 (月収: 53万~79万円)	167,400円+(医療費の総額—558,000円)×1% 【93,000円】	188,400円+(医療費の総額—628,000円)×1% 【104,700円】
ウ	年収約370万~約770万円 (月収: 28万~50万円)	80,100円+(医療費の総額—267,000円)×1% 【44,400円】	88,200円+(医療費の総額—294,000円)×1% 【48,900円】
エ	住民税課税世帯 年収: ~約370万円 (月収: ~26万円)	57,600円 【44,400円】	60,600円 【46,500円】
オ	住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】	36,300円 【25,200円】

※【 】内は多数回該当の限度額

イ. 入院時の食事負担額の変更

昨今の食材費の高騰を踏まえ、入院時の食事負担額について、20円引き上げられます。低所得者の方については、自己負担分を抑え、保険給付分を多くする配慮をします。

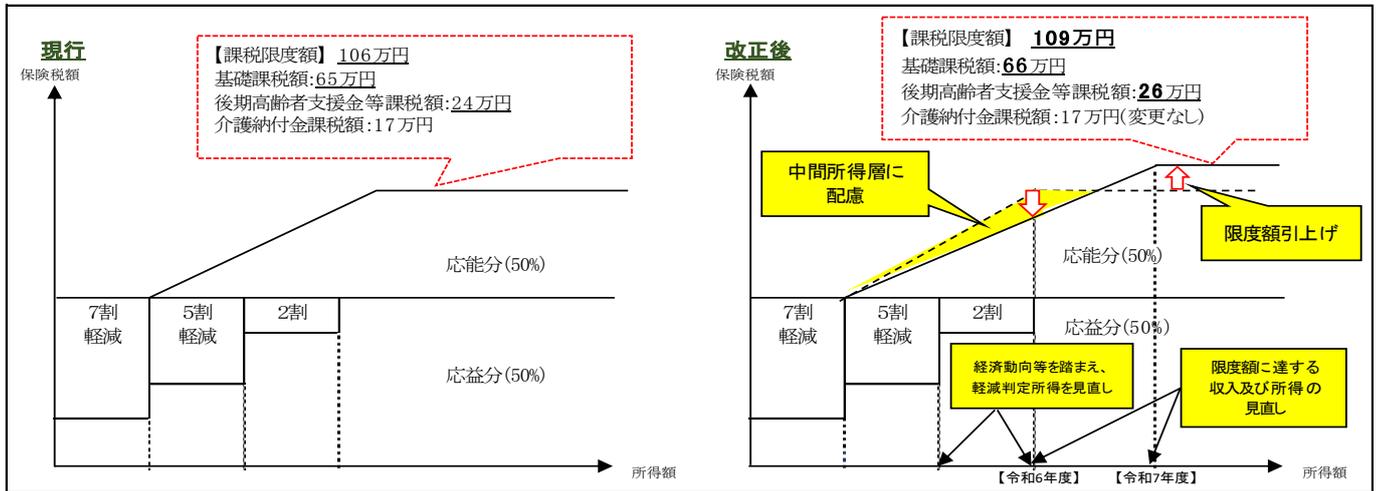
ウ. 中間所得層の負担に配慮した、課税限度額の引き上げ

基礎課税額に係る課税限度額を66万円(現行: 65万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行: 24万円)に引き上げ、合計限度額は109万(現行: 106万円)となります。(次ページ図参照)

入院時食費自己負担額の変更状況

	1食あたり総額	自己負担額	保険給付分
H18年4月	640円 (1日あたり 1,920円)	260円	380円
H28年4月		360円	280円
H30年4月		460円	180円
R6年6月	670円	490円	180円
R7年4月(予定)	690円	510円	180円

※自己負担額については、住民税非課税世帯で70歳以上の所得が一定基準以下は110円で据え置く。それ以外の住民税非課税世帯は10円引き上げて240円とする。



エ.低所得者に対する国保税軽減の対象世帯の拡充

- ▶5割軽減対象世帯の判定所得 … 被保険者の数に乘すべき金額を30.5万円（現行29.5万円）に引き上げる。
- ▶2割軽減対象世帯の判定所得 … 被保険者の数に乘すべき金額を56万円（現行54.5万円）に引き上げる。

●マイナ保険証移行にかかる切れ目のない保険診療の提供

健康保険証の廃止によりマイナ保険証による受診が基本となるが、利用率はいまだ低調であるため、引き続きその普及に努めるとともに、被保険者に必要な保険診療を切れ目なく提供できるよう資格確認書・資格情報のお知らせ等の資格証明書類を発行する。

●医療費適正化事業

医療費通知・ジェネリック医薬品利用差額通知、広報、レセプト点検の実施、第三者求償事務の適正な実施

●国保税収納対策

短期証発行による納税相談の徹底、折衝機会の確保、適正な滞納処分の実施、長野県滞納整理機構の活用、スマートフォン決済アプリ取扱サービスの充実等

●保健事業

特定健康診査・特定保健指導の実施、重症化予防のための保健指導の実施、糖尿病等治療中断者支援事業の取り組み等

② 後期高齢者医療保険事業

【予算額546,046千円】

●後期高齢者医療保険の概況

(単位:人、千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6見込み	R7予算
被保険者数	5,642	5,644	5,747	5,914	6,143	6,233
医療費総額	4,270,176	4,442,088	4,724,718	4,862,065	5,050,332	5,149,535
一人当たり医療費	757	787	822	822	822	826

●後期高齢者医療保険制度の改正(令和6年度分)

低所得者に対する国保税軽減の対象世帯の拡充 (国民健康保険制度と同一内容の改正)

- ▶5割軽減対象世帯の判定所得 … 被保険者の数に乘すべき金額を30.5万円（現行29.5万円）に引き上げる。
- ▶2割軽減対象世帯の判定所得 … 被保険者の数に乘すべき金額を56万円（現行54.5万円）に引き上げる。

●保険料収納対策

国民健康保険税の収納対策に準じて実施

③ 福祉医療制度

【予算額219,100千円】

●福祉医療費給付事業の目的

福祉の向上及び子育て支援に寄与するため、子ども、障がい者、母子、父子の方の医療費による経済的負担を軽減し、健康で安心した生活ができるよう、福祉医療制度(医療費特別給付事業)を実施する。

●福祉医療費給付の状況

(単位:人、千円)

年度/区分	子ども		心身障がい		高齢障がい		母子		父子		合計	
	受給者数	給付額	受給者数	給付額	受給者数	給付額	受給者数	給付額	受給者数	給付額	受給者数	給付額
R1	4,070	81,883	566	41,427	608	38,575	483	9,622	33	440	5,760	171,947
R2	3,944	68,145	583	40,356	572	36,233	486	9,440	31	324	5,616	154,498
R3	3,830	76,913	613	44,529	552	37,901	486	11,264	32	333	5,513	170,940
R4	4,224	99,987	609	42,817	538	35,840	476	12,881	31	681	5,878	192,206
R5	4,373	137,193	600	43,220	525	35,705	466	14,105	27	489	5,991	230,712
R6見込	4,253	130,862	606	43,170	494	33,786	451	14,426	32	369	5,836	222,613
R7予算	4,230	128,500	648	43,000	526	32,500	451	14,500	32	600	5,887	219,100

※ R4.8月から、子ども医療費は18歳までの外来分も対象拡大し、自己負担額無料化を実施。

●令和7年度福祉医療費給付事業の内容

区 分	対象	所得制限	給付の範囲 ^{*4}	予算額(千円)
子ども	0歳～18歳まで ^{*1}	所得制限なし	外来・入院	128,500
心身障がい者	身体障害者手帳 1～4級	特別障害者手当の所得制限 人と扶養義務者) 障がい児は所得制限なし ^{*3}	外来・入院	43,000
	療育手帳A1～B2			
	精神障害者保健福祉手帳 1～3級		外来のみ	
高齢障がい者	65歳以上 国民年金別表該当者 ^{*2}	※ただし、 身体障害者手帳 4級 療育手帳 B2 精神障害者保健福祉手帳 3級 の該当者は、本人が所得税非課税	外来・入院	32,500
母子	被扶養者18歳未満の 母子家庭の母子	児童扶養手当の所得制限	外来・入院	14,500
父子	被扶養者18歳未満の 父子家庭の父子			600

注 1) 「18歳まで」とは、18歳到達後の最初の3/31までのこと。

2) 国民年金法施行令(障害基礎年金)基準1～2級に準ずる方。

3) 「障がい児」とは、年度末の年齢が満18歳以下で障がい者手帳をお持ちの方。

4) 保険適用診療分のみで、保険外(自費分)や食事代を除く。

●給付方式

・18歳までについては県内医療機関窓口を受給者証と保険証の提示により、窓口負担なしで受診できる。
(現物給付方式)

・18歳以上の方または、18歳未満で県外医療機関を受診した方は、保険適用の自己負担分を一旦窓口にて負担いただき、診療月の2ヶ月後(高齢障がい者の場合は3か月後)の月末に支給する。(償還給付方式)

2 地域医療体制の充実

R7.2
地域保健課

めざす姿 医療機関や組織がそれぞれの役割を担って地域医療体制を確保し、市民がいつでも安心して必要な医療を受けることができる。

	推移					目標	
	H27	H29	R1	R3	R5	-	R8
地域医療体制が整っている（市民満足度調査）単位：P	3.09	3.15	3.18	3.28	3.17	-	3.40

① 地域医療体制の充実

- 上伊那広域連合 【予算 一般会計15,572千円】
 - 保健福祉総務費負担金
 - 休日診療当番医事業費負担金
 - 地域医療再生事業費負担金（看護師確保対策事業・看護師奨学金事業）
- 上伊那医師会
 - 医師会附属准看護学院運営費負担金
 - 医師会附属准看護学院改築事業費負担金
- 上伊那歯科医師会
 - 休日歯科診療事業費負担金

② 在宅療養に対する支援体制の充実

- 在宅医療・介護連携推進事業 【予算額 介護特会4,536千円】（再掲）
 - ・在宅医療・介護連携支援に関する相談窓口の設置、協議の場の開催
 - ・昭和伊南総合病院内「医療介護連携室」の運営
 - ・ICTを活用した情報共有システムの管理・運営
 - ・医療・介護関係者等による研修会の開催支援
 - ・在宅医療と人生会議に関する教材、急変時や看取りに関する教材の改訂
 - ・心肺蘇生を望まない傷病者等に対する救急隊とかかりつけ医の連携事業



人生会議の進め方を紹介した「心づもりノート」



家族向けに作成した「在宅での看取りガイド」

1 包括的支援体制の構築

R7.2
福祉課

めざす姿

さまざまな地域福祉課題に対応できる包括的な支援体制が整備されている。

	推移(R05は見込み)							目標
	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
支え合い等の人間関係が築かれている(市民満足度調査)	—	3.32P	—	3.31P	—	3.22P	—	3.50P
市民後見人(人) ※上伊那地区における人数	6	11	6	10	9	9	6	8

7年度の
ポイント

地域の皆が支え合いに参加し、お互いに役割や生きがいを持ち活躍できる地域づくりを進めます。

① 重層的支援体制整備事業

継続

【予算額 22,287千円】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する

- ・多機関協働事業
- ・参加支援事業
- ・アウトリーチ等事業

② 社会福祉協議会事業補助

継続

【予算額 24,024千円】

ふれあいのまちづくり事業等

- ・地域の支えあいの構築
- ・よろず相談等、属性を問わない相談業務
- ・福祉教育の推進 他



〈地域での話し合い〉

③ 民生児童委員会運営事業

【予算額 5,655千円】

- ・研修等の実施
- ・地域社会でつながりが希薄な住民の把握

④ 上伊那成年後見センター運営委託

継続

【予算額 5,040千円】

上伊那8市町村が運営を伊那市社会福祉協議会へ委託

・ 市民後見人育成事業

上伊那圏域で、市民後見人養成講座を開講し、成年後見制度の普及啓発を図り、市民後見人の育成を行う

・ 法人後見受任

個人での受任が難しいケースにおいて、法人として成年後見を受任している。受任する案件は、負債を抱えている精神障がい者や認知症高齢者、複数の障がい者がいる世帯等困難な案件が多い。

令和6年3月末現在 受任件数78件、内駒ヶ根市16件(後見10件、保佐6件、補助0件)

年度	上伊那総 相談件数	駒ヶ根市 相談件数	駒ヶ根市 被後見人
H31	4,155	896	12
R2	4,212	839	12
R3	3,771	834	19
R4	3,635	743	17
R5	2,951	628	16
R6見込	3,000	610	16

2 障がい者の生活支援と社会参加の推進

R7.2
福祉課

めざす姿

障がいのある人が、必要な支援やサービスを利用しながら、地域でいきいきと暮らしている。
一人ひとりの能力に応じ、働くことができる雇用の場を確保し、自立に向けた生活を送ることができる生涯活躍のまちがつけられている。

7年度の ポイント

- ① 複合的な福祉課題をもった障がい者の相談、支援体制への取組み
- ② 障がい者基本計画にあわせて、障がい者就労支援施設を含めた今後の駒ヶ根市障がい者施策のあり方を検討する。

① 障がい者福祉サービス事業

継続

【予算額 1,034,000千円】

地域で自立した生活を送ることができるように必要なサービス等の支援を行う。

障害者手帳保持者数と自立支援給付費の推移

※保持者数は年度末（3/31）

年度	保持者数	サービス受給者数	給付費(千円)
H31	1,971	353	646,054
R2	2,034	430	661,507
R3	1,891	437	731,699
R4	1,895	473	806,485
R5	1,852	514	901,870
R6	-	-	(見込額) 995,000
R7	-	-	(予算額) 1,034,000

② 障がい者センター高砂園管理運営

継続

【予算額 9,000千円】

障がい者の自立及び社会参画の推進を図る活動の場所として、障がい者センター高砂園において、障がい者からニーズの大きい、相談窓口と生きがいづくりの場(余暇活動等)の強化をはかり、地域活動支援センター機能を有した施設として管理運営を行う。

【指定管理…社会福祉法人駒ヶ根市社会福祉協議会】

③ 強度行動障がい児者住宅等整備事業

新規

【予算額 810千円】

障がい者の地域における自立支援を図るため、在宅で生活する一定以上の行動障がいがある児者の住宅に対して、障がいの特性に応じた居室等の環境改善のための改修に要する経費の補助を行う。

3 生活困窮者への支援R7.2
福祉課**めざす姿** だれもが健康で文化的な生活を送ることができている**7年度の
ポイント** ① 生活困窮者の社会参加促進と支援の仕組み拡充
② 生活保護受給世帯の高齢化に伴う生活相談及び支援**① 生活困窮者自立支援制度事業**

【予算額 18,578千円】

- ・ 生活困窮者に対して自立の促進を目的に「自立相談支援事業」を行う
- ・ ワンストップ型の相談窓口(直営窓口)に生活と就労に関する支援員の設置
- ・ 離職等により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当の住居確保給付金(有期)を支給する
- ・ 子どもに対し、学習支援や居場所づくり、保護者への進路相談を行う「学習支援事業」
- ・ 車上生活者等に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行う「一時生活支援事業」
- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立段階から実施する「就労準備支援事業」を委託
- ・ 家計簿的な帳簿をつけてもらい、利用者の家計管理意欲を引き出す「家計改善支援事業」
- ・ 「自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の一体実施

② 生活保護費と被保護者の推移

【予算額 200,000千円】

※世帯数と人数は年度末(3/31)

年度	世帯	人数	保護費(千円)
H31	67	69	164,161
R02	65	67	182,979
R03	68	75	147,203
R04	68	74	177,392
R05	65	73	195,471
R06	67	76	230,000 ←見込み

③ 福祉企業センター**継続**

【予算額 37,759千円】

- ・ 一般就労が困難な人の支援をして、自立を助長する。
(生活困窮者及び障がい者)

(千円)

	R2	R3	R4	R5	R6見込	R7予算
受託額	8,151	10,528	10,296	8,426	7,800	12,000
利用者工賃	7,570	9,914	9,676	7,830	7,100	10,800